

3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通園していない**生後6カ月から満3歳未満の**児童を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、通園による遊びや生活の場を提供する事業で、保護者の就労の有無に関わらず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。令和7年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和8年度**から給付事業となります。**

【「量の見込み」及び「確保方策」】

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	16	16	16	16
②確保方策	0	29	16	16	16
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

対象年齢における未就園児数から推計した定員数を見込み量としています。

【確保方策】

毎年度の申込状況や利用ニーズ、就学前人口の動向に注視しながら、既存の幼児教育・保育施設の空きスペースや空き定員枠を有効活用し、提供体制の確保に努めます。

※令和8年度からは、「地域子ども・子育て支援事業」ではなくなるため、70ページの次にページを移動し、「70-2」ページとします。

変更②（案）

P78～79

（６）一時預かり事業（一般型）

～中略～

【「量の見込み」及び「確保方策」】

（単位：人日／年・か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	270	262	258	250	247
②確保方策	270	262	258	250	247
②－①	0	0	0	0	0
実施か所	8	4	4	1	1

【量の見込み】

利用実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。計画期間中、毎年度 250 人日／年程度の利用を見込んでいます。

【確保方策】

利用実績に基づき、適正な実施か所数で実施していきます。

変更③（案）

P70

2. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

～中略～

【確保方策】

毎年度の申込状況や利用ニーズ、就学前人口の動向に注視しながら、既存施設での定員の増減や利用定員の内訳変更を行います。また、既存施設の必要な改修等の施設整備を行い、提供体制の確保に努めます。